

当期末における在外子会社の留保利益から確実に配当されないと見込まれる金額を控除した額を期末の為替

レートで換算した円換算額に、在外子会社側での配当に係る源泉税率を乗じた額と、親会社側の追加納付税

額を合算した金額が期末における繰延税金負債の計上額となる(算式)(例題15)。

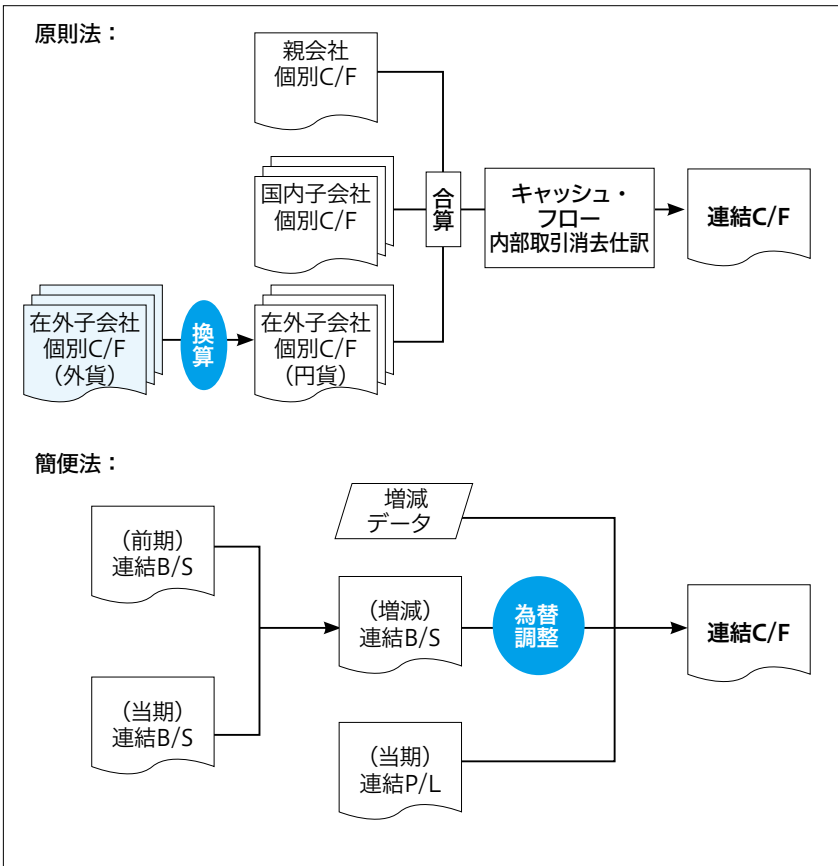
第5章

# 原則法・簡便法での作成手順を確認 在外子会社のキャッシュ・フロー計算書のポイント

この章のエッセンス

- 在外子会社の期中のキャッシュ・フローは損益計算書の換算レートと同様のレート(原則：期中平均レート、容認：決算日レート)で換算する。
- 在外子会社の現金及び現金同等物の期首残高は前期末の決算日レート、現金及び現金同等物の期末残高は当期末の決算日レートで換算し、換算差額は「現金及び現金同等物の換算差額」で調整する。

(図表14) 連結キャッシュ・フロー計算書の作成方法



## 連結キャッシュ・フロー計算書の作成方法

連結キャッシュ・フロー計算書の作成方法として、(1)原則法と(2)簡便法という2とおりする方法がある(図表14)。

原則法とは、親会社および子会社の個別キャッシュ・フロー計算書を合算し、その後、連結会社間のキャッシュ・フロー内部取引(たとえば、貸付による支出と借入による収入など)を相殺消去して連結キャッシュ・フロー計算書を作成する方法である。在外子会社の個別キャッシュ・フロー計算書は現地通貨で作成し、それを円に換算して親会社およびその他の国内子会社の個別キャッシュ・フロー計算書と合算しなければならない。

簡便法とは、連結貸借対照表の前期末と当期の差額と当期の連結損益計算書に基づいて、連結キャッシュ・フロー計算書を作成する方法である。在外子会社の貸借対照表項目(内部取引消去後)は、前期の連結貸借対照表には前期の決算日レートで換算された金額が含まれており、当期の連結貸借対照表には当期の決算日